平成２１年（フ）第１０７９号
北九州市小倉南区横代北町３丁目16番30号
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１０３号
北九州市小倉南区志井２丁目１番７号
債務者　吉田　君代
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２０１号
青森県黒石市袋井１丁目125番地
債務者　森内　直記
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２５２号
青森県南津軽郡藤崎町大字西中野目字宮元20番地
債務者　新谷　　詞
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７３号
青森県黒石市大字高舘字乙里見46番地
債務者　大平さとみ
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７８号
青森県弘前市大字堅田３丁目４番地７
債務者　一戸　慶子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２９６号
青森県弘前市大字水木在家字桜井140番地４
債務者　田中　　明
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６８号
神奈川県横須賀市長井３丁目27番27―303号
債務者　久保　博美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２７５号
神奈川県逗子市沼間１丁目４番４号　太田ビル４階
債務者　石井実千代
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第５６２号
和歌山県海南市船尾81番地
債務者　湊　　秀子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５９６号
和歌山市榎原267番地　セジュール榎原106号
債務者　筑紫　泰律
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５９９号
和歌山県有田市古江見33番地　ラベニュー清和205号
債務者　青木　公俊
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６００号
和歌山県紀の川市西脇601番地53
債務者　今城　吉美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第８０７号
北九州市八幡西区熊西２丁目７番20―201号
債務者　築地　敬一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２２６７号
横浜市栄区公田町317番地１
債務者　田中　勝美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３９７号
横浜市磯子区中原２丁目15番18号
債務者　野本　昭男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５９６号
横浜市南区南太田４丁目９番11号
債務者　矢口健一郎
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６０３号
横浜市戸塚区戸塚町475番地84
債務者　安間恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部